

工場排水の分析を行っています



水質汚濁防止法、下水道法で規制されている
工場・事業所からの排水や下水などの分析を実施しています。

適用される法律は？

工場から排出される水は、その排出先によって適用される法律が異なります。
公共用水域（河川、海域、湖沼など）に直接排出する場合は「水質汚濁防止法」、
下水道に排出する場合は「下水道法」が適用されます。



ICP-MS

水質汚濁防止法とは？

工場や事業所から排出される水の排出及び地下への浸透の規制、生活排水対策の実施を推進することにより、公共用水域や地下水が汚染されることの防止を図ることを目的としています。

下水道法とは？

公共下水道や都市下水路の設置その他の管理の基準を定めて、公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資することを目的としています。

規制項目は？

生活環境項目(pH、BOD 他)や健康項目(カドミウム、シアン化合物他)などがあり、項目ごとに基準値が定められています。

工場排水の検査をしましょう！

生活環境や自然環境への影響を考慮して排出基準が定められています。

基準を超過すると、罰せられることがあります。

また、多くの自治体で「上乘せ基準」というより厳しい基準が課せられているため、自治体の条例や規則に従う必要があります。

製造工場、食品工場、ホテル、飲食店、畜産業やクリーニング店などの一部、サービス業、ガソリンスタンドなどの一部小売業や特定施設などが対象になります。

弊社は登録検査機関です！

- ・計量証明事業登録(濃度)(京都府第 1001 号)
 - ・計量証明事業登録(濃度)(愛知県第 279 号)
 - ・計量証明事業登録(特定濃度)(京都府第 4004 号)
 - ・特定計量証明事業者認定(MLAP) (N-0152-01)
- などの様々な事業登録を受けております。

豊富な経験と実績があります！

創業 40 年以上の歴史を持ち、様々な測定実績と経験を有しています。
豊富な経験と知識を持つ熟練の技術者や有資格者も多数在籍しています。
各種分析は安心して弊社にご依頼ください。
水質に関するトラブルがあった場合などは、迅速に対応することも可能です。
まずは、お気軽にご相談ください。



自動分析装置（窒素など）

分析のご相談、ご用命は

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所（CTI）グループの一員です。



株式会社
環境総合リサーチ
Environmental Research & Solutions co.,ltd.

e-mail : contact@ctiers.co.jp URL : http://www.ctiers.co.jp/

本社・けいはんな事業所：〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9
Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510
中部事業所：〒444-0012 愛知県岡崎市栄町4丁目1番地
Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277
東京事業所：〒135-0016 東京都江東区東陽6丁目5-6
Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571